

<学校教育目標> 学ぶ楽しさ 遊ぶ楽しさ つながる楽しさ

<本校の目指す子ども像> 自分大好き・友だち大好き・学校大好き

◆主体的に学習に取り組み、よく考える子◆認め合い、励まし合って仲良くする子◆運動に親しみ、健康で安全な生活を営む子

# 学校だより

令和6年(2024年)7月19日  
7月号-2 豊中市立豊島小学校

## 夏休みのくらしについて



1学期が終わりました。保護者の皆様にはご協力を賜り誠にありがとうございました。明日から長い夏休みに入ります。それぞれのご家庭でもいろいろな予定を立てておられると思います。学校では、豊中市の「水に親しむ事業」を実施します。22日(月)から26日(金)までの5日間、プール開放があります。今年度は、熱中症対策のため、回数は各学年が1回ずつ減りました。11時近くなると気温や水温が上昇

するため、泳いでいても熱中症の危険があるからです。今年度から始まった校庭開放は夏休み中については熱中症の危険があるため実施しません。私が子どものころは、朝は勉強。勉強が終われば遊びに行くか、学校のプール開放に出かけていました。今は熱中症の危険があり、公園で友だちと遊ぶことも難しい日が多いです。最近の暑さは異常です。命の危険があります。学校へくる場合は、必ず帽子をかぶって来るようにご協力をお願いします。また、開放のプールに入る場合は、水泳帽を忘れた人は、入水できませんので十分確認をしてから、学校へ来てください。時間帯等は、配付済みのプリントでご確認ください。門は、北門のみ児童が登校する時間帯に開錠しています。南門は施錠されていますので、必ず子どもたちにもお伝えください。

学校閉庁日(8月11日(日)~15日(木)の5日間)以外は、研修や出張、休暇等で不在の場合を除き、教職員が勤務しています。何かお困りごとがあれば、学校へご連絡ください。よろしく願いいたします。

長いお休みですが、元気で楽しい夏休みを過ごしてください。そして、2学期に元気に登校してくれるのを楽しみに待っています。

お願いします



○夏休みになると気持ちにも時間にも余裕があり、スマホやオンラインゲームをする時間が長くなる傾向がみられます。また、それに伴いネットトラブルが起きることもあります。スマホ等のラインのやり取りも低年齢化し、学校でもトラブルが起こっています。お家でお子様と相談し、約束事を決めて正しく使うようにご指導をお願いします。ネットトラブルでいじめ事案が発生したケースも散見されます。



○2学期始業式前、学校への登校の不安等、子どもたちがSOSを出している場合もあります。子どもたちの様子で気になることがあれば、学校へご相談ください。



○明日から長いお休みになります。生活習慣が崩れないように規則正しい生活をお願いします。

○9月26日(木)は、オープンスクールを予定しています。ぜひ、たくさんの方のご参加をお待ちしております。

○本日、通知表「てしまの こども」を配付しました。今年度より、担任からの「つうしん」は、3学期のみになっています。学年で配付しております評価に関するプリントと合わせてご覧ください。子どもたちががんばったことをたくさんほめていただき、今後がんばってほしいところは、夏休み中に復習をしていただきたいと思います。通知表は、2学期以降の励みに使っていただければと考えています。2学期には、新しい通知表をお渡ししますので、1学期配付したものは、ご自宅で保管をお願いします。



### お祭り等について

今年度は、夏祭り等は開催されません。夏祭りを秋イベント11月23日(祝)に変更して開催する予定です。

詳細は、PTAからのご案内をお待ちください。

### 不審者対策にご協力ください

子どもたちが不審者に遭遇した場合は、豊中南警察署に連絡してください。警察に連絡すると、「安まちメール」の配信やパトロールなどの対応をしてもらえます。その後、学校へもご連絡をお願いします。

☆安まちメールの登録は、スマホやパソコンで「大阪府警察安まちメール」で検索してください

### 遊び方や夏の過ごし方にご注意！！



夏休みは、子どもたちにとってとても楽しみにしています。しかしこの時期には、犯罪に巻き込まれたり、交通事故に遭遇したりと危険がいっぱいです。学校から配付される「夏休みの生活」のプリントをご覧ください、安全に過ごすことができるようにお願いします。校区外には、近くであっても保護者の方と一緒に出掛けるなど、子どもたちが安全に過ごせるように大人も気持ちを緩めては危険です。豊島小学校校区には、阪急電車が通る踏切があったり、交通量が多い道がたくさんあったりします。この4月からでも自転車や自動車と児童が接触する事故も起きています。事故になった場合は、軽症であっても警察に届けてください。

(学校へは自転車で来ることはできません)

また、他のおうちの敷地内に勝手に入ったり、物を移動させたりすることも不法侵入に当たります。学校でも子どもたちに話をしていますが、おうちでも十分ご指導をお願いします。

